

◆民生委員・児童委員の活動を

ご存知ですか？

相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります

■民生委員・児童委員とは
民生委員法並びに児童福祉法により国から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けられることができるまちづくり」のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

■主任児童委員とは
児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・

児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

■5月12日は民生委員・児童委員の日

大正6年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度」が誕生しました。

このこと由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています

■問い合わせ
福祉課

☎0820(77)5505

表彰

◆大島郡体育協会表彰

- ・体育功労賞
新山芳久さん
(久賀)
〈大島郡ゴルフ連盟〉
- 梶田良雄さん
(西安下庄)
〈大島郡水泳連盟〉

消防団協力事業所

表示制度をはじめました

消防団協力事業所表示制度は、消防団員を従業員として雇用し、火災などの災害が発生した際の出勤、訓練などの消防活動に積極的に協力している事業所や団体等に対して「消防団協力事業所表示証」を交付し、地域における当該事業所の社会貢献を広報するとともに、地域防災体制のより一層の充実を図るために実施する制度です。

周防大島町では平成27年4月1日から「周防大島町消防団協力事業所表示制度」を実施しています。

消防団協力事業所表示証は実施要綱の認定基準に基づき、認定された事業所に交付するものです。

この「表示証」を見やすい場所に表示していただくことにより地域の皆さんに、社会貢献事業所であることをお知らせできます。



表示証のイメージ

また、事業所のホームページなどにも表示証を掲載することが出来ます。

■申請の方法

認定を受けようとする事業所は、役場総務課へ周防大島町消防団協力事業所表示申請書を提出してください。また、消防団長等が推薦する場合もあります。

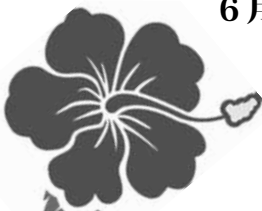
■問い合わせ

総務課 消防防災班
☎0820(74)1000

アロハキャンペーン

～今年も期間中アロハキャンペーンを実施します！～

6月22日
～8月31日



昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島提携を結んだことにちなみ、今年も「アロハキャンペーン」を6月22日から実施します。

「アロハ」とは、「こんにちは」「ごきげんいかが」など親しみを込めた呼びかけに使われ、「よくいらっしやいました」「親切」「丁寧」という意味があります。周防大島町では、アロハシャツを着て「おもてなしの心」で皆様を歓迎します。

(公財) 山口県大島郡国際文化協会